

地域医療連携推進法人の認定申請の概要

1. 法人概要

(1) 名称・主たる事務所の所在地・代表者氏名

名 称	一般社団法人県北西部地域医療ネット
主たる事務所の所在地	岐阜県郡上市白鳥町為真1205番地1
代 表 者 氏 名	代表理事 後藤 忠雄

(2) 医療連携推進業務の内容

- ・区域内施設の機能分化
- ・医療介護従事者の人材確保及び人材育成
- ・医療介護従事者等の人事交流
- ・区域内施設の経営効率化
- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・患者情報共有化モデルの構築
- ・在宅医療の充実
- ・各種介護サービスの安全性と質の向上

(3) 医療連携推進区域

郡上市、高山市、大野郡白川村

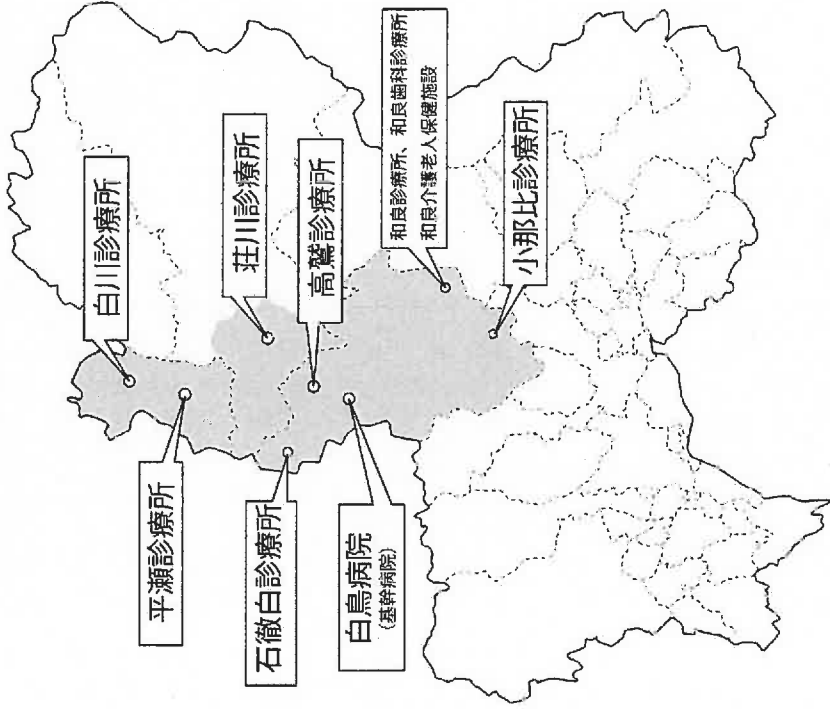
(4) 参加法人

	法人名	病院・施設名又は事業名
①	郡上市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県北西部地域医療センター国保白鳥病院 ・ 県北西部地域医療センター国保和良診療所 ・ 県北西部地域医療センター国保高鷲診療所 ・ 県北西部地域医療センター国保小那比診療所 ・ 県北西部地域医療センター国保石徹白診療所 ・ 県北西部地域医療センター和良介護老人保健施設 ・ 県北西部地域医療センター国保和良歯科診療所
②	高山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高山市国民健康保険荘川診療所
③	大野郡白川村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県北西部地域医療センター国保白川診療所 ・ 県北西部地域医療センター国保平瀬診療所

(5) 医療連携推進方針

別添（案）のとおり

医療連携推進区域、参加法人、医療機関



＜連携する医療機関＞	
国保白鳥病院(基幹病院)	郡上市
国保石徹白診療所	
国保和良診療所	
国保小那比診療所	
国保高鷲診療所	
国保和良歯科診療所	
和良介護老人保健施設	
国保荘川診療所	高山市
国保白川診療所	白川村
国保平瀬診療所	

《法人化のメリット》

- ・ 連携推進法人の統一の方針を制度上担保するため、連携推進法人が参加法人を統括する(参加法人の予算・事業計画に意見を言うことができる)。
- ⇒ 2市1村が地域医療連携推進法人の参加法人となることで、現在のセンターの仕組みを長期的に確保することができる。

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

岐阜県郡上市 岐阜県高山市 岐阜県大野郡白川村

2. 参加法人

郡上市：県北西部地域医療センター国保白鳥病院
県北西部地域医療センター国保和良診療所
県北西部地域医療センター国保高鷲診療所
県北西部地域医療センター国保小那比診療所
県北西部地域医療センター国保石徹白診療所
県北西部地域医療センター和良介護老人保健施設
県北西部地域医療センター国保和良歯科診療所
高山市：高山市国民健康保険荘川診療所
白川村：県北西部地域医療センター国保白川診療所
県北西部地域医療センター国保平瀬診療所

3. 理念・運営方針

(理念)

少子高齢化が進む中山間地域である岐阜県北西部地域において、中長期的に持続可能な継続性のある地域医療・へき地医療体制を構築するため、基礎自治体を越えた連携によって機能させる新たなモデルを形成し、広域かつ限られた医療介護資源の中で、プライマリ・ケアを中心とした地域完結型の保健医療福祉介護を提供することにより、地域に根ざした地域包括ケアシステムの構築に寄与し、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支える一助となる。すなわち「目の前の人、目の前の地域の QOL（生活の質）を支える」ことが県北西部地域医療ネットの理念である。

(運営方針)

上記の理念「目の前の人、目の前の地域の QOL（生活の質）を支える」実現のために、「小児期から終末期までを繋ぐ」「医療と生活の場を繋ぐ」「保健・医療・福祉を繋ぐ」「多くの職種を繋ぐ」「地域住民と行政、医療者を繋ぐ」「総合診療と臓器専門医療を繋ぐ」「初期研修とその後の医師人生を繋ぐ」そして、こうしたつながれたネットワークによって「人と人を、地域と地域を、そしてそこに生活する人と家族と地域を繋ぐ」ことに重きを置き以下の方針をもって運営を行う。

- ① 北西部地域医療センター国保白鳥病院を基幹病院として、医療連携推進区域を構成する医療機関間の相互支援により、安定かつ継続的に地域医療・へき地医療を提供する。
- ② 地域住民の生活の身近なところでの支えを重視し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう在宅生活につながる医療・ケア（ポストアキュート・ケア、サブアキュート・ケア）や在宅での医療・ケアに重点を置いて取り組む。
- ③ 地域住民の生活の質の保障と向上を目的とした広義の医療をめざし、疾病の治療に加え、健康づくりや介護予防等の保健福祉領域とも連携した医療を展開する。
- ④ 地域医療をめざす人材の教育の場を提供するとともに、そうした医療介護従事者の受け皿としての機能を強化する。

- ⑤ 少子高齢化や人口減少時代における基礎自治体の枠組みを越えた新たな地域医療モデルとして内外に情報発信する。
- ⑥ 理念達成のため連携法人内機関の連携はもとより、医療連携推進区域内の様々な資源との連携も図る。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

○区域内施設の機能分化

- ・国保白鳥病院を基幹病院として区域内の公立診療所とネットワークを構築し、主にプライマリ・ケア機能を担う診療所群と、これら診療所群の在宅ケアなどを含むプライマリ・ケア機能を補完支援するため、プライマリ・ケア機能に加え、ポストアキュート、サブアキュートあるいはレスパイトなどといった後方病院としての入院機能を担う基幹医療機関の国保白鳥病院という位置づけでそれぞれの役割を果たす。

○医療介護従事者等の人材確保・人材育成

- ・内外に地域医療モデルとして発信することをもとに、医師をはじめとする人材の安定確保に取り組む。
- ・様々な教育プログラムへの取り組みを通じて人材育成を実施する。

○医療介護従事者等の人事交流

- ・医療介護従事者の確保が困難な施設に対し、参加法人間で職員の人事交流を行う。

○研修会

- ・講習会等の開催・医療介護従事者向けのサービス質の向上を目指す研修会・講習会を共同で開催する。
- ・医療介護従事者の確保、職員の養成・定着を目的とした各種事業を実施する。
- ・区域内において健康づくり・介護予防を目的とした講座の開催など保健福祉領域事業の支援を行う。

○区域内施設の経営効率化

- ・医薬品・医療資材の一括交渉・共同購入を行う。
- ・委託業務契約について共同交渉を行う。
- ・医療機器の共同利用の仕組みを構築する

○地域包括ケアシステムの構築支援

- ・区域に対して先進的な地域包括ケア体制に関する情報を提供する。
- ・多職種連携により地域に適した地域包括ケアシステムを、健康づくりや介護予防等の保健福祉領域とも連携しながら構築を支援する。

○患者情報共有化モデルの構築

- ・区域内の施設間において ICT の利用などにより患者情報共有システムを構築する。

○在宅医療の充実

- ・それぞれの区域が持つ資源を補完しながら、24 時間 365 日の在宅支援体制を構築する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

○各種介護サービスの安全性と質の向上

- ・感染対策やリスクマネジメントなど介護の領域でも必要とされる課題に関し共同研修の実施、医療と介護のスムーズな連携強化を図る。

○地域包括ケアシステムの構築支援

- ・医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組みを支援する。